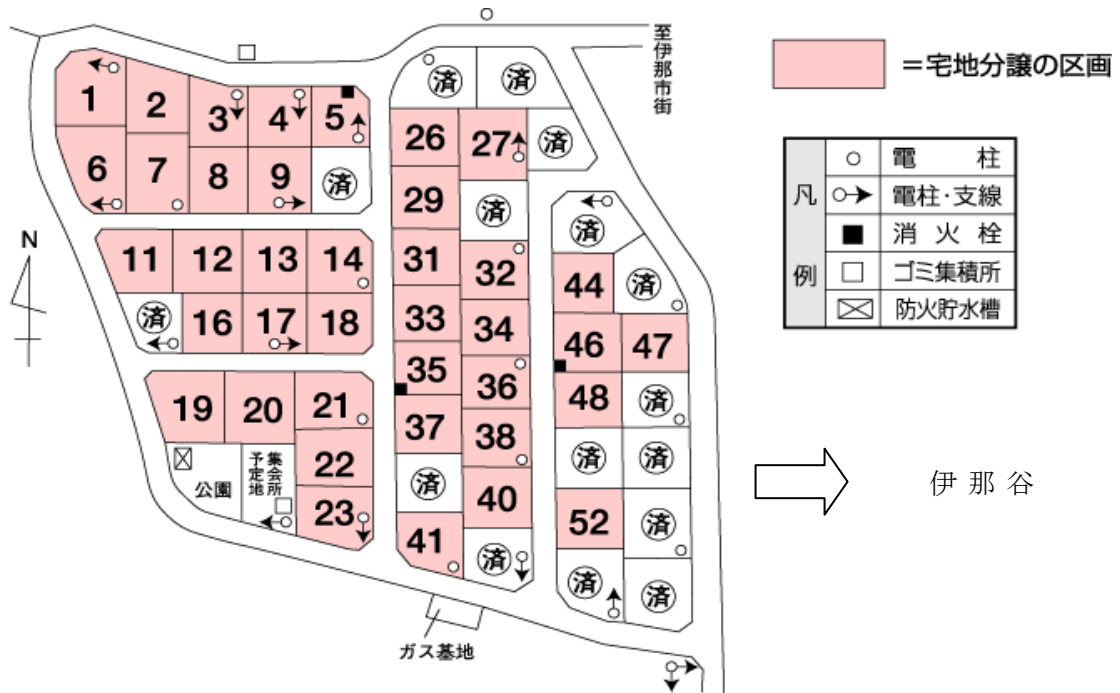


図 10 山本団地の区画図



長野県住宅供給公社ウェブサイトより



【写真 1】 山本団地（写真右手側が伊那谷）



【写真 2】 山本団地からみた伊那谷の風景

(19) 南信地区－信濃医療福祉センター貸付地（下諏訪町）

① 区分
貸付地

② 財産管理者等
財産管理者：障害福祉課
貸付先：社会福祉法人信濃医療福祉センター（無償貸付）

③ 財産の所在地
諏訪郡下諏訪町社字花田 6525-1 他 3 筆

④ 財産の概要

土 地			
面積(㎡)	使用目的	減免額(円)	減免率
9,919.81	信濃医療福祉センター敷地	13,536,120	100%

○賃借期間：平成 17 年 4 月 1 日から平成 46 年 3 月 31 日まで

○貸付料：無料

○無償貸付の理由：財産に関する条例第 6 条第 1 項

「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」

※：このうち、公共的団体には社会福祉法人を含み、公共用には、社会福祉施設を含む。

⑤ 主な用地取得その他の経緯

S30 「肢体不自由児施設」開設に対する県民からの要望に対し、長野県は民間に施設の開設を依頼。結果、諏訪市に民営の「肢体不自由児施設」が開設。

S56 建物の老朽化に伴い、現在地に移転。土地は長野県が無償貸付。

H17 運営団体の社会福祉法人が改組した際に、無償貸付契約を再締結し、現在に至る。

⑥ 結論

現在、社会福祉法人信濃医療福祉センターが、当該貸付地において、肢体不自由児施設・重症心身障害児施設『信濃医療福祉センター』を運営しており、監査人が現地視察した際にも、その事実は確認できた。また、当該社会福祉法人の平成 20 年度における収支計算書及び貸借対照表を閲覧したが、多額の剰余金等は生じていない(平成 20 年度の繰越金はマイナス)。このように、現状においては、無償貸付を不合理と判断する事実は認識されなかった。

(信濃医療福祉センター 外観)

